

平成七年十二月一日受領
答弁第一七号

内閣衆質一三四第一七号

平成七年十二月一日

内閣総理大臣 村山富市

衆議院議長 土井たか子殿

衆議院議員石井紘基君提出公益法人の株式会社等への出資状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員石井紘基君提出公益法人の株式会社等への出資状況に関する質問に対する答弁書

公益法人からの出資先及び出資額は、主務官庁が各公益法人に提出させている財産目録に記載されているが、当該財産目録は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第六十七条第一項の規定に基づく監督を実施する上で必要なものとして提出を義務付けているものであり、公表することを前提としているものではなく、また、公益法人からの出資先等については、当該法人の秘密事項に該当するものと思料されるため、答弁することは差し控えたい。